**人権学習のプランをつくりたい。**

**Ｑ 25**

人権学習においては、人権問題についての知識を身に付け理解を深めるとともに、人権問題の解決にむけた態度の育成、人間関係づくりを深めるスキルの習得も重要です。

**Ａ１　年間目標に基づき、学級活動や総合的な学習（探究）の時間を柱に、教科との連携を考えましょう。**

人権学習は、人権問題について知識や理解を深めるとともに、人権問題の解決に向けた態度の育成、自己表現やコミュニケーション力の習得、人間関係づくりを深めていくことが重要であり、子どもたちの発達段階に応じて体系的に行う必要があります。

そこで、子どもたちの発達段階と実態、学校や地域を取り巻く状況等に応じて、人権学習の目標とテーマを決めます。

また、人権学習は、学級活動（ＨＲ活動）や、総合的な学習（探究）の時間などに行うことが考えられますが、各教科等の授業においても、それぞれの目標やテーマに照らして関連した学習の展開を検討しましょう。

※　「人権教育推進プラン」には、発達段階、人権上の課題に応じた人権学習プログラムを掲載しています。

**Ａ２　効果的な教材を選定・開発しましょう。**

学習教材の選定や開発にあたっては、子どもが自ら考えることができるようにするため、身近な事柄を取り上げたり、子どもの興味・関心などを生かしたりするなどの創意工夫が必要です。しかし一方で、子どもに身近ではない課題であっても、教職員の工夫によっては身近な課題との関連性を認識して、人権問題と自らのつながりが見えてくることもあります。

生命の大切さに気づくことができる教材、様々な人権問題に気づくことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、技能を学ぶ教材など、学習の目的に応じて、多様な選定・開発を行いましょう。この観点から、保護者をはじめ、地域の人々の生き方・考え方や歴史など、豊かな地域教材を開発・活用することや、「すこやかネット」など中学校区単位での活動と結びつけて、学校と家庭・地域との連携、学校間の連携によって効果的な教材を開発・活用することも大切です。

※　効果的な学習教材の例は「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に簡潔に紹介されています。

**〈ポイント〉**

[人権学習の目標]

・知識理解

・態度育成

・技能習得

学年年間目標

*行事や学習活動の流れの計画*

*児童生徒の年間の動きの想定*

総合的な学習

（探究）の時間

学級活動（ＨＲ活動）

*★ＣＨＥＣＫ①★*

「人権教育のための資料」（大阪府教育委員会　平成11〔1999〕年度　第１集　～　平成20〔2008〕年度　第９集）

この資料集は、各学校に冊子（ただし第９集のみＣＤ版）で配付しています。

「人権学習プログラム」に関する展開事例を以下に紹介します。

○子どもたちや学校の状況を踏まえた人権学習プランづくりについては

・「見つめよう　生かされている命」(４集)　　・「福祉をテーマにした人権学習」(４集)

○教科学習との関連がわかる人権学習プランづくりについては

・「プロジェクトＸ(21世紀のまちづくり)」(５集)

○自己の生活とのかかわりに気づくような学習の展開については

・「響かせたい！わたしの太鼓・わたしのこころ」(４集)

○効果的な教材や指導上の工夫については

・「地球村発、自分にできる小さなこと」(６集)　　・「音楽室から世界へ」(６集)

・「隣人の国　韓国とつながろう」(６集)　　・「働くって、どんなこと？」(７集)

また、第９集では「自分自身・人間関係」「人権侵害と偏見」「地域学習」「歴史・公民学習」「労働・進路」の５つのテーマ・分野から同和問題（部落差別）に関する人権学習を中心とした人権学習プログラムを掲載しています。

※　Ｑ23も参考にしてください。（人権教育のポイントとして「人権感覚の育成」について記述）

*★ＣＨＥＣＫ②★*

①「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ－人権学習プログラム－」（大阪府教育センター　平成19〔2007〕年３月）

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。Ⅰ編ではプランづくりや学習を進めるにあたって大切なことを整理し、Ⅱ編では７つの章20のプログラムを紹介し、具体的な教材を掲載しています。学校・子どもの実態に応じてアレンジして実践してください。

②「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part３ －集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター　平成21〔2009〕年３月)

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第８章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

③「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part４ －人権教育としてのキャリア教育－」

(大阪府教育センター　平成23〔2011〕年３月)

キャリア教育の理論や考え方を整理するとともに、「自分・生活」「仲間・つながり」等を柱として、実践的なプログラムを紹介しています。

④「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html>

すべての子どもたちが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、様々な人権課題の理解を深めるとともに、課題の解消に向けた取組みを進めるための教職員用研修資料です。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

「安全で安心な学校づくり 人権教育ＣＯＭＰＡＳＳ」シリーズ　(大阪府教育センター)

子どもたちの人権に関わる喫緊の教育課題に関して、府立学校の実践の蓄積をもとに、９つのテーマで、教材や指導案、資料等を掲載しています。

*★ＣＨＥＣＫ④★*

①「人権教育教材集・資料（CD版）」（大阪府教育委員会　平成23〔2011〕年３月、平成28〔2016〕年10月改訂）

<https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/humanrights_files/kyozaishiryou/page_top.html>

小学校１～３年生用、小学校４～６年生用、中学生用の３種類に分かれ、様々な人権課題に対応するとともに、子どもの感性に訴え、人権感覚の育成に関わる教材を取り入れています。また、それぞれの教材について「教材設定の理由」「教材を活用するにあたっての留意点」「教材の解説・補足資料」などが掲載されています。一部、Webページからもダウンロードすることができます(パスワードが必要です)。

②「人権教育実践事例集（CD版）」（大阪府教育委員会　平成29〔2017〕年６月）

　 ①の人権教育教材集・資料を活用した実践事例を各学校で取り組んでいただきやすいよう、「実践にあたって」「ねらい」「実践の流れと児童生徒の様子」「実践を終えて」の項目に構成して、掲載しています。

③「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット（大阪府教育庁　平成29〔2017〕年11月）

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html>

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

④「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案」

（大阪府教育庁　令和２〔2020〕年７月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html>

新型コロナウイルスの感染拡大下では、未知のウイルスに対する不安や感染に対する過度の恐れが、様々な場面で、偏見・差別を生み出す状況になりました。新型コロナウイルス感染症に限らず、感染者やその家族、医療従事者、また、特定の国や地域の人々等に対する偏見・差別は人権侵害であり、絶対に許されないことです。

学校では、正しい知識に基づき、偏見・差別が生じない取組みを進めることが必要です。

新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別について、子どもと一緒に考えることができる教材及び学習指導案を紹介しています。

⑤「ネット上の偏見・差別について考える学習教材」（大阪府教育庁　令和６（2024）年９月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html>

「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」（大阪府教育庁　令和６〔2024〕年９月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9145/gakushukatudoutaikei.pdf>

近年の情報化の進展に伴い、SNSなどインターネット上の差別や人権侵害に対する対応が課題となっています。児童生徒を被害者にも加害者にも傍観者にもしないために、ネット上の偏見・差別について考える教材や指導のてびきを紹介しています。

*★ＣＨＥＣＫ⑤★*

「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」

（大阪府教育委員会　平成26（2015）年７月）

各学校における人権教育の推進に関する基本的な観点や、人権学習を計画・実施する上での具体的なポイント等をまとめています。

【補足と発展】

人権教育が成果を上げるためには、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神に満ちた環境であることが求められます。教職員どうしの関係、教職員と子どもたちの関係、子どもどうしの関係などの人間関係や全体としての雰囲気など、学校・学級のあり方そのものが人権教育の基盤です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉（大阪府教育委員会　平成30〔2018〕年３月改正）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* 「基本方向」における「人権及び人権問題を理解する教育」について、学習の内容・留意点・手法を述べている。
〔１－(3)－ア〕
* 各学校で人権及び人権問題を理解するための学習が体系的に行えるよう、人権教育のカリキュラムを編成する際の考え方を「人権学習プログラム」として紹介している。〔２－(1)－ア〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」[https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)

* 「人権教育の全体計画・年間指導計画の策定」において、各計画策定の観点が述べられている。
〔第Ⅱ章－第１節－２．－(3)〕
	+ 全体計画については、例えば、小学校では体験・交流活動を通して、児童が自分で「ふれる」、「気付く」こと、中学校では他者に「気付く」ことを確かな認識に「深める」こと、高等学校では自分自身の生き方と関連させ、解決に向け地域社会に「発信する」、「行動する」ことに重点を置くなど、発達段階に相応した目標を設定することが望ましい。
	また、年間指導計画の作成に当たっては、身近な人権問題を扱った学習や、例えば社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動、様々な人達との交流活動等を取り入れ、その計画を示すことなどが考えられる。その際には、児童生徒が自ら課題に気付き、人権問題に直面したときに「おかしい」と直感したり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるように、多様な教育活動の中で人権教育の視点からの工夫を行うことが大切である。
	〔第Ⅱ章－第１節－２．－(3)－イ〕
* 「人権教育の指導内容と指導方法」について、１．指導内容の構成、２．効果的な学習教材の選定・開発、３．指導方法の在り方の順で、豊富な具体例とともに述べられている。〔第Ⅱ章－第２節〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」（文部科学省　令和６〔2024〕年３月改訂）

<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm>

* + 学習指導要領の内容を踏まえ、教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普段の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要である。〔Ⅰ－２．－（１）〕
* 学習指導要領に新たに盛り込まれた要素である、社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、第三次とりまとめとの関係性が述べられている。
〔Ⅰ－２．－（１）〕